

点検評価表（外郭団体）

I 団体の概要

（平成31年4月1日現在）

団体名	公益財団法人静岡県漁業振興基金		
所在地	静岡市葵区追手町9番18号	設立年月日	昭和53年12月22日
代表者	理事長 藪田国治	県所管課	経済産業部 水産資源課
設立に係る根拠法令等	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		
団体の沿革	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和60年9月 沿岸漁場整備開発法に基づく指定法人に指定 ・昭和63年4月 法人の名称を「静岡県漁業振興基金」に改称 ・平成22年12月 公益法人に移行 		
運営する施設	なし		
団体ホームページ	http://www.so-gskikin.jp/		

出資者	出資額(千円)	比率(%)
静岡県	1,575,000	48.0
南駿河湾漁業協同組合	1,019,729	31.0
浜名漁業協同組合	108,273	3.3
静浦漁業協同組合	84,860	2.6
その他	496,138	15.1
基本財産(資本金)計	3,284,000	100.0

役職員の状況(人)			
常勤役員	1	常勤職員	0
うち県OB	1	うち県OB	0
うち県派遣	0	うち県派遣	0
非常勤役員	31	非常勤職員	1
役員計	32	職員計	1

II 点検評価（団体の必要性）

1 団体の設立目的（定款）

この法人は、沿岸漁業の振興と海洋資源の培養に関する事業を行い、もって静岡県の水産業及び県民生活の向上に寄与することを目的とする(定款第3条)。

2 団体が果たすべき使命・役割

漁業振興対策、漁業公害対策、漁業環境保全対策等に関する事業に対して助成を行うとともに、マダイ・ヒラメ等の種苗放流を行う栽培漁業を推進し、沿岸漁業の振興と重要魚類等の海洋資源の維持・増大を図ることによって、優れた水産物・食糧の国民・消費者への安定供給に寄与する。

3 団体を取り巻く環境

区分	内容
団体を取り巻く社会 経済環境の変化や 新たな県民ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸漁業の振興においては、生産性の向上のみならず、生産から販売までの一連の取組の強化が求められている。 ・マダイ・ヒラメ等の種苗放流を行う栽培漁業においては、水産資源の状態や生態系への影響、県内関係団体の要望等を勘案して、県が平成26年度に第7次静岡県栽培漁業基本計画を策定した。
行政施策と団体活動との関係(役割分担)	県が企画・調整を行う栽培漁業の推進について、当該法人は沿岸漁場整備開発法に基づき県知事から指定された団体として、主要な事業の実施、関係団体等との連絡・調整、事業効果の普及など中核的な業務を担っている。
民間企業や他の団体との関係(役割分担)	団体が種苗を購入し、伊豆、中部、榛南地域(マダイ)、沼津、榛南地域(ヒラメ)の各漁業協同組合に委託して中間育成した後、地元漁業者の協力を得て海域へ放流する。

4 事業概要

(単位:千円)

区分	事業名	事業概要	H30 決算	R1 予算
自主事業	漁業振興公害対策事業	漁業振興対策、漁業公害対策、漁業環境保全対策及び漁業に関する教育広報に寄与する事業を行う団体に対して助成を行う。	14,825	12,000
県補助	栽培漁業推進事業	種苗放流等により沿岸漁業資源の維持・増大を図る栽培漁業を推進する。	50,036	44,828
合 計			64,861	56,828

5 事業成果指標

指標の名称(単位)	目標(上段)及び実績(下段)				目標値 (年度)
	H28	H29	H30	評価	
沿岸漁業生産量全国シェア(%)	3.2	3.2	3.2	B	3.2 (毎年度)
	2.5	3.0	2.5		
助成件数(件)	14	18	18	B	18 (毎年度)
	15	16	16		
マダイ放流尾数(千尾)	1,050	1,050	1,050	A	1,050 (毎年度)
	538	646	1,050		
ヒラメ放流尾数(千尾)	320	320	320	A	320 (毎年度)
	329	323	320		
経常収益に対する経常増減額の割合(5年間平均値)(%)	±20%以内	±20%以内	±20%以内	A	±20%以内 (毎年度)
	5.7	-3.0	-10.8		
種苗一尾あたり放流コスト(円/尾)	35.4	35.4	35.4	A	35.4 (毎年度)
	48.7	47.6	32.3		

※評価 … A:目標達成 B:目標未達成 C:目標未達成(乖離大)

6 事業成果の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	二つの公益事業の内、助成事業については公益性を重視して進捗を図っている。栽培事業については、マダイの放流については、計画どおりでないところもあるが、ヒラメについては計画以上の放流結果となっており、浜岡原発の停止状態が続く中、やむを得ない点もある。	○	・助成事業については、申請内容を精査して採択していること、また助成件数は目標の8割以上に達していることから問題はないと考える。 ・種苗放流については、ヒラメでは毎年目標を達成しているが、マダイでは年によって生産及び中間育成による生残が不安定である。しかしH30は両魚種とも目標を達成しており、沿岸漁業の資源量維持に寄与したものと考えられる。

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

7 団体の必要性の評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	当団体が行っている栽培事業については、県の総合計画や県が策定した第7次栽培漁業基本計画に沿って事業を実施している。この実施については、当団体は事業が実施できる県下唯一の指定法人となっており、公益性の高い事業を実施していると認識している。 また、もう一つの公益事業である助成事業も、事業の公益性の有無を重要視して採択しており、今後もこのスタンスを継続する。	○	国民の魚介類摂取量と水産資源の減少が懸念される中、沿岸漁場整備開発法に規定される指定団体として、本県栽培漁業の円滑な推進を図るとともに、本県沿岸漁業の振興に必要な漁業振興対策、漁業環境保全対策などについて幅広く支援している。本団体は、県内水産業の発展と水産物の安定供給などの役割を果たす重要な団体であり、類似した活動を行う団体は県内に存在しない。

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

8 団体改革の進捗状況（過去の行財政改革推進委員会からの意見への対応状況）

行財政改革推進委員会意見 (経営健全性に係るもの以外)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
漁獲だけでなく、加工、販売まで幅広い取組への支援方法を検討	○ 助成事業については、水産基盤整備的なものより、地域資源の利活用に関するものの優先順位を高くして採択している。	○ 水産物の加工・販売促進や、漁業体験・観光などに関連する事業を積極的に採択し、6次産業化等への取組を支援している。

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

Ⅲ 点検評価（経営の健全性）

1 財務状況

（単位：千円）

区分	H28 決算	H29 決算	H30 決算	評価	備考（特別な要因等）	
健全性指標	単年度収支 (d-h)	4,199	-6,058	-13,289	C	筏3基の修繕費用がかかったため
	経常損益 (a+b-e-f)	4,199	-6,058	-13,289	C	同上
	公益目的事業会計	4,848	-9,498	-13,018	—	同上
	収益事業等会計				—	
	法人会計	-649	3,440	-271	—	非常勤職員1名の基本給料増加
	剰余金	64,626	58,567	45,279	A	

※評価 … A:プラス B:特別な要因によるマイナス C:マイナス

区分	H28 決算	H29 決算	H30 決算	主な増減理由等	R1 予算	
資産の状況	資産	3,674,557	3,717,385	3,776,788		47,614
	流動資産	64,892	59,026	45,751		44,329
	固定資産	3,609,665	3,658,359	3,731,037		3,285
	負債	1,664	1,810	1,768		1,251
	流動負債	255	418	405		228
	固定負債	1,409	1,392	1,363		1,023
	正味財産/純資産	3,672,893	3,715,575	3,775,021		3,328,008
	基本財産/資本金	3,608,267	3,657,008	3,729,742		3,284,000
	剰余金等	64,626	58,567	45,279		44,008
	運用財産	0	0	0		0
収支の状況	事業収益 (a)	25,442	25,513	25,545		24,548
	うち県支出額	3,360	3,360	3,360		3,360
	(県支出額/事業収益)	(13.2%)	(13.2%)	(13.2%)		(13.7%)
	事業外収益 (b)	54,155	46,491	42,874		46,941
	うち基本財産運用益	54,098	46,242	42,658		46,919
	特別収益 (c)	0	0	0		0
	うち基本金取崩額	0	0	0		0
	収入計 (d=a+b+c)	79,597	72,004	68,419		71,489
	事業費用 (e)	69,517	72,481	76,052		66,914
	うち人件費	7,230	6,494	6,558		6,727
	(人件費/事業費用)	(10.4%)	(9.0%)	(8.6%)		(10.1%)
	事業外費用 (f)	5,881	5,581	5,656		5,845
	特別損失 (g)	0	0	0		0
支出計 (h=e+f+g)	75,398	78,062	81,708		72,759	
収支差 (d-h)	4,199	-6,058	(13,289)		(1,270)	

2 経営改善の取組の実施状況と評価

漁業振興公害対策事業(地域振興事業)については、H28年から申請内容を精査して採択件数を絞り込み、H27年以前より事業規模を縮小しているものの、さらに事業の規模・比率を見直す必要があると考える。

3 赤字の要因（前年度の単年度収支、経常損益が赤字の団体のみ記載）

近年の低金利により債券の運用益(収入)が低下しており、従来規模を維持してきた公益事業の費用(支出)が、運用益(収入)を上回る状態となっている。このような状況に加え、筏3台の修繕費用負担が発生したため。

4 経営の健全性の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	公益法人として、健全な運営のための収支均衡、収支相償に配慮しつつ、債券売却を行い公益事業の安定的な継続に努めるよう取り組んできたが、低金利が続く中、特に栽培基金については、県の計画どおり実施していくと、平成31年度には資金ショート懸念があったので、平成30年度末に、基金の組替え等を行うことを、理事会、評議員で決議した。それにより、令和元年度期首より漁業振興基金は3億円少なく、栽培基金は、3億円多くなり、今後10年間、二つの公益目的事業が健全に運営できることになった。	△	現在実施している公益事業2本の事業配分及び事業費を見直し、保有債券で得られる運用収益の範囲内に事業規模(支出)を縮小させる取組を今後も継続する必要がある。

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

5 団体改革の進捗状況（過去の行財政改革推進委員会からの意見への対応状況）

行財政改革推進委員会意見 (経営健全性に係るもの)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

IV 改善に向けた今後の方針

1 点検評価を踏まえた経営の方向性

今後の展望、中期的な経営方針(団体記載)	団体の方針に対する意見等(県所管課記載)
<p>現在、日銀の低金利政策が継続しておりこの低金利は続くと予想される。平成30年度末に基金の組換えと、今後の10年間の債券運用計画と事業実施計画を策定した。</p> <p>当基金の基本財産は、約33億円あり、少なくとも金額と認識している。今後10年間は、計画どおり債券売却を進めながら事業を実施していくことになる。</p>	<p>債券運用収入が限られているため、現在実施している公益事業を収入に見合った内容に見直す必要がある。</p> <p>具体的には、2本の公益事業のうち、現在の主要事業である栽培漁業推進事業の規模を維持するため、漁業振興公害対策事業の内容(施設整備に関するメニュー)を縮小する必要がある。縮小しても、補助率が若干下がるものの県の補助制度に類似のメニューがあるので、漁業者への影響は最小限に抑えられると考えられる。</p>

2 今年度の改善の取組

団体の取組(団体記載)	団体の取組に対する意見等(県所管課記載)
<p>今後の10年間は、計画どおりに債券運用を実施するとともに事業費削減を図っていく。特に漁業振興基金については、助成費の削減を計画的に実施していく。</p>	<p>今後の10年間を見据え、左記の取組を確実に実施していくべきと考える。</p>

V 組織体制及び県の関与

1 役職員数及び県支出額等

(単位:人、千円)

区分	H28	H29	H30	R1	備考(増減理由等)
常勤役員数	1	1	1	1	
うち県派遣	0	0	0	0	
うち県OB	1	1	1	1	
常勤職員数	0	0	0	0	
うち県派遣	0	0	0	0	
うち県OB	0	0	0	0	
県支出額	3,360	3,360	3,360	3,360	
補助金	3,360	3,360	3,360	3,360	
委託金					
その他					
県からの借入金	0	0	0	0	
県が債務保証等を付した債務残高	0	0	0	0	

※役職員数は各年度4月1日時点、県支出額は決算額(当該年度は予算額)、借入金・債務残高は期末残高

2 点検評価(団体記載)

項目	評価	評価理由
定員管理の方針等を策定し、組織体制の効率化に計画的に取り組んでいるか	○	基本的に人員不足である。放流事業は、夏場の現場の仕事も多忙であり、現状の常務理事兼事務局長1人、非常勤職員1人は必要最小限である。
常勤の役員に占める県職員を必要最小限にとどめているか	○	当基金の常勤役員は1名であり、必要最小限である。
常勤の職員に占める県からの派遣職員を必要最小限にとどめているか	—	—

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

3 点検評価(県所管課記載)

項目	評価	評価理由
県からの派遣職員について、必要性、有効性が認められるか	—	—
県からの補助金等の支出や借入金等について、必要性、有効性が認められるか	○	静岡県が制定した「第7次静岡県栽培漁業基本計画」を確実に実行するため、当該団体の栽培漁業推進事業は必須であり、これまでの事業によりマダイ、ヒラメの資源量の維持に寄与している。

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

VI 更なる効果的事業の実施に向けた取組

1 外部意見把握の手法及び意見

区分	実施	結果公表	実施内容	主な意見・評価
外部評価委員会	—	—	—	—
利用者アンケート	—	—	—	—
利用者等意見交換会	○	○	直接の利用者である遊漁者・漁業者及び間接利用者である遊漁船業者の意見等を、事業推進のための地域協議会等の場を通じ聴取し、結果についても報告している。	県漁業士会、県漁協青壮年部の会合に参加して、情報収集や当基金に対する意見等の把握に努めている。
その他 ()	—	—	—	—

○:実施している／公表している —:実施していない／公表していない

2 事業やサービスの見直し例

- ・ホームページによる情報発信の充実や事業推進のための会議への参集範囲拡大による事業内容の周知徹底
- ・会議の一元化など事業の合理化の推進
- ・調査対象者の拡充による事業効果把握のための調査の精度向上